

## 議事要旨(1) 特別目的会社専門委員会における検討状況について（参考人招致）

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いの見直し（短期的対応）に関する「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「公開草案」という。）について、寄せられた意見も踏まえ、関係者の意見聴取を行ったうえで審議を続けることが適当であると考え、本日は参考人質疑を行うこととした旨の説明がなされた。その後、財務諸表の作成者（不動産会社）、利用者（格付機関）、監査人（監査法人）それぞれの立場からの参考人 3 名より意見聴取を行った。各参考人の意見要旨と質疑応答は以下のとおりである。

### （参考人（作成者）の意見要旨）

- 公開草案には反対意見も寄せられており、慎重かつ十分な議論がなされるべきである。公開草案の内容で進めることは、メリットに比較してデメリットが大きいと予想されるため、強く反対する。
- 反対理由としては、①不動産の開発型の特別目的会社等も含め、企業会計基準適用指針第 15 号の定め該当するものは既に注記開示されていること、②IASB で開発中の会計基準とのコンバージェンスを今後図っていくのであれば、それを優先すべきであり、短期的対応は 2 度の改正につながり、基準の安定性を欠き、作成者及び利用者の混乱を招く可能性があること、③公開草案の内容では、本質的な問題解決にならない。SPE への出資者、AM、レンダー等に対し議決権を中心とした現行の支配力基準の適用が不明確であり、幅のある解釈は解消されず、むしろ、流動化型やファンド型などスキームの利用実態を踏まえ検討すべきものであること、④公開草案の適用に際して、明確な連結基準がない状況では作成者と監査人との間の協議によって各社で取扱いに相違が生じ、かえって比較可能性が低下する可能性があること、⑤特別目的会社に係る会計上の取扱いが不明確であることを理由に、それを利用した不動産ファンド等のスキーム組成に支障をきたし、ひいては不動産投資市場における投資の収縮等の悪影響を生じさせる可能性があること、といった理由が挙げられる。

### （参考人（利用者）の意見要旨）

- 財務諸表の利用者として格付けを付与する立場から特別目的会社の扱いについて説明する。格付機関では、現行会計基準で連結されていない特別目的会社についても、実質的にはスポンサーの会社の事業の一部として重要な位置づけにあり、また、当該特別目的会社の債務不履行がスポンサーにとってレピュテーションリスクとなりうる判断する場合は、連結対象であるがごとくに取り扱って分析を行っている。こうした場合、特別目的会社がノンリコース形態となっても、必ずしもスポンサーから

切り離されたものとは見ていない。

- 具体的な分析手法としては、①開示情報だけでなく非開示情報も用いて、特別目的会社に対する出資金の毀損リスクの評価を行い、②特別目的会社の企業にとっての重要性の評価（当該企業の事業の一部であるかどうかの評価）を行ったうえで、③重要と判断される場合には、特別目的会社の債務のリファイナンスリスクに関する評価を行う。また、定量分析も行っており、特別目的会社の保有資産の時価や稼働状況なども見ている。これらの分析を踏まえ、最終的に当該企業の格付を行うこととなる。

（参考人（監査人）の意見要旨）

- 現行の特別目的会社の取扱いは、個別財務諸表でオフバランスしたものが連結財務諸表上でオンバランスとなることが生じないように設けられたものであり、特別目的会社の受動的な性質を前提としているが、実務は混乱している。混乱の要因としては、特別目的会社の「受動的性格」や「資産から生ずる収益を証券の保有者に享受させる目的」よりも、「出資者及び資産を譲渡した会社」に偏った解釈に基づく適用、推定規定の事実上のみなし規定化、貸借対照表上の負債削減手段等としてのニーズの存在、法制度の改正による特別目的会社の業務内容の多様化への対応の未整備などが挙げられる。
- 直近期におけるいくつかの企業の開示数値を見ると、オフバランスとなっている特別目的会社の総資産や借入債務合計が、対総資産比や対借入債務比で非常に大きな影響を有する企業もみられ、連結しないことは問題があると考えられる。また、これらの会社の開示では、譲渡した会社にあたるという趣旨の記載はみられず、その利用目的について、バリューアップや事業の一環といった受動的性格とはいえない内容の記載もみられ、基準設定当初の趣旨とは異なる特別目的会社の使い方がされているように見受けられる。
- 注記はあくまで当面の対応であり、連結とは次元が異なるものであり、事業の一環として営む特別目的会社は、連結財務諸表に含めるのが実態を反映する会計処理である。「2度の改正」という意見は一見分かりやすそうな議論ではあるが、そもそも、特別目的会社の問題は、東京合意の時点で存在した基準の差異の問題であり、MoU 対応のコンバージェンスの問題ではなく、また、開発されている IASB の連結基準の適用は実際には相当程度先になると考えられる。以上から、公開草案どおりに短期的対応を行うべきである。

（質疑応答）

- ある委員から、資産の譲渡者のみに特別目的会社の推定規定を残すことの必要性と公開草案を適用した場合の実務上のばらつきの可能性について質問があった。参考人（監

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

査人)より、譲渡者の削除には時間を要するが、実務で生じている問題は公開草案による短期的対応により概ね解決でき、また、実務のばらつきについては注記の対象は「支配している会社」であるという前提の中での話であり、そこから大きなばらつきは生じないであろうと説明がなされた。一方、別の参考人(作成者)からは、出資比率、稼働物件か否か等で現時点でも推定規定の適用にばらつきが生じていることは業界の共通認識であり、公開草案を適用しただけでは比較可能性は改善しないこと、譲渡者というだけで推定規定を用いているケースは少ないため公開草案が適用される場合の影響が大きく、連結基準が明確でないと逆に実務のばらつきがそのままオンバランスされて比較可能性が低下する可能性があることが説明された。

- ある委員から、参考人(利用者)の特別目的会社を企業の事業の一部として分析するという説明について、どのような場合にそのような分析を行うのかとの質問があった。これに対して、参考人(利用者)より、企業実態によって異なるため一概に表現することは難しいとの回答がなされた。また同委員から、参考人(作成者)による特別目的会社の利用実態に即した会計処理の検討が必要との説明の意味について質問がなされた。これに対し、参考人(作成者)より、利用実態としては、投資家のために不動産ファンドを運用するSPEが増加するなど実態が多様化している現状において、公開草案の対応のみでは、連結の判断が困難なものがあるため、「代理人問題」を含め時代に即して抜本的な基準の設定が必要という意味であるとの回答がなされた。また、別の参考人(監査人)からは、抜本的な基準を設定せずとも、例えば投資事業組合の実務対応報告など既に連結の範囲に関する各々の特別目的会社の実態に即した既存の取扱いがあるため、それらを正面から受け止めて機能させればそれほど大変なことではないであろうとの回答があった。
- ある委員から、参考人(作成者)に対して、当公開草案に対する作成者の立場としての本質的な問題意識は、IASBによる連結の範囲に関する会計基準が公表された後において、コンバージェンスを行うべきであるという点にあるのか、それとも短期的対応として推定規定を外した場合に、ベースとなる基準がなくなるという点にあるのかとの質問があった。これに対して、参考人(作成者)より、現行の特別目的会社の注記に関する適用指針にも当てはまるが、統一的な基準がないことが本質的な問題でありこれを解決しないと企業間の比較可能性は高まらず、また、特別目的会社の連結の取扱いについてはすでに「論点整理」の公表に至っており、IASBの最終基準の内容を踏まえ早急に対応することが考えられるとの回答がなされた。
- ある委員から参考人(利用者)に対して、企業のレピュテーションリスクを分析に際して勘案するという意見陳述の意味について質問があった。これに対して、参考人(利用者)より、特別目的会社は必ずしもスポンサーと無関係でなく、レンダーはスポンサーを見て貸している面があり、スポンサーの信用力や信頼度を織り込んでいる

ことから、その信頼を裏切ることにより、後のスポンサーの計画する事業の展開の障害となる可能性などを念頭に置いているということであるとの回答がなされた。

- あるオブザーバーから、現行の特別目的会社の注記は、注記としてはボリュームが大きすぎる情報であり、オンバランスして、ノンリコース債務を開示する方が透明性は高まるのではないかとの意見があった。これに対し、参考人（作成者）より、公開草案の内容では現状と変わらず連結に際しての判断基準が曖昧なため、バラバラな判断基準での注記情報をベースに連結したとすると、比較可能性の観点からは逆に問題が大きくなると考えられるとの説明がなされた。また同オブザーバーから参考人（利用者）に対して、非開示情報にアクセスできない一般投資家にとっては、現行会計基準と公開草案の提案ではどちらが有用な情報になりうるのかとの質問があった。参考人（利用者）からは、そのような一般投資家にとってはオンバランスによって従前は確認し得なかった情報が入手できるので有用と考えられるが、それにより開示情報が減るようであれば必ずしも望ましくはないとの回答がなされた。
- 事務局から、参考人（利用者）に対し、財務諸表本体における開示情報、注記情報及び非開示情報に情報的な優劣は見出しているかとの確認がなされた。これに対して、参考人（利用者）からは、非開示情報は監査人を介していないため情報の質に必ずしも相違がないとはいえず、注記情報についても財務諸表本体での開示情報とは必ずしも同一ではないという点はある程度考慮しているとの回答がなされた。

以上